



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置（環境整備課）…………… 1
- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認（文化振興課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・8件（建築指導課）…………… 6

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施…………… 8
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験の実施…………… 10

告 示

沖縄県告示第211号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づく支障の除去等の措置を命ずべき者の全てを確認することができないので、法第19条の8第1項後段に規定する当該支障の除去等の措置を講じること等について告示する。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 講ずべき措置の内容 西原町字小那覇稲国原1172番1において、長期間にわたり放置されているコンテナ約34基が腐食等のため倒壊し、これらのコンテナ内の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が飛散し、又は流出することにより、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるため、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) (2)の措置が完了するまでの間、コンテナ内の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が飛散し、又は流出すること並びにコンテナが倒壊することを防止するための措置
 - (2) コンテナ内の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の撤去及び適正な処理
- 2 措置すべき者 法第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）
- 3 措置の履行期限
 - (1) 1(1)の措置の履行期限 令和2年4月30日
 - (2) 1(2)の措置の履行期限 令和2年6月30日
- 4 知事による措置 処分者等が1の措置を3の期限までに講じないときは、知事は、法第19条の8第1項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

沖縄県告示第212号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
公立久米島病院	久米島町字嘉手苜572番地3	沖縄県離島医療組合	令和2年4月2日	令和5年4月1日

沖縄県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、イリノソコ地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年4月8日から同年5月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第214号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、浦添加入区について普通損害保険契約の締結の同意があつたものと認める。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第215号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項及び第19条第3項において準用する同条例第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金を承認した。

令和2年4月7日

沖縄県文化観光スポーツ部長 渡 久 地 一 浩

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料及び利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 観覧料の額
 - (1) 常設展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	530円	420円
	大学生及び高校生	270円	220円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	400円	320円

	大学生及び高校生	220円	180円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

(2) 1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	3,900円	2,500円	1,400円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,050円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	4,100円	2,800円	1,500円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,200円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

5 利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 博物館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	30,480円
	入場料を徴収する場合	91,450円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	39,920円
	入場料を徴収する場合	119,750円
実習室	入場料を徴収しない場合	12,000円
	入場料を徴収する場合	36,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	21,200円
	入場料を徴収する場合	63,700円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		10,800円
県民ギャラリー2		10,000円
県民ギャラリー3		10,000円
県民ギャラリースタジオ		10,900円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	9,360円
	入場料を徴収する場合	28,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	10,000円
	入場料を徴収する場合	30,000円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	34,370円
	入場料を徴収する場合	103,080円
企画展示室2	入場料を徴収しない場合	42,640円
	入場料を徴収する場合	127,920円
講座室	入場料を徴収しない場合	12,100円
	入場料を徴収する場合	36,500円

ウ その他施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	4,500円
	入場料を徴収する場合	13,600円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金の額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	340円
	花台	1台	120円
	司会台	1台	170円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,100円

	コンデンサーマイク	1本	340円
	ワイヤレスマイク	1本	670円
	ダイナミックマイク	1本	230円
	ビデオテープレコーダー	1台	780円
	DVDプレーヤー	1台	1,380円
	CD、MDプレーヤー	1台	440円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,380円
照明器具	ボーダーライト	1列	340円
	サスペンションライト	1列	550円
	アッパーホリゾンライト	1列	780円
	シーリングライト	1列	670円
	センターピンスポットライト	1台	440円
その他	書画カメラ	1台	880円
	ビデオプロジェクター	1台	1,540円
	電動スクリーン	1式	1,220円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,240円

備考 附属設備利用料金の額は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 冷房設備の利用料金

	区分	単位	利用料金の額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	660円
	特別展示室	1時間までごとに	870円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	360円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	170円
	企画展示室1	1時間までごとに	740円
	企画展示室2	1時間までごとに	930円
	講座室	1時間までごとに	210円

その他施設	講堂	1時間までごとに	620円
-------	----	----------	------

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月11日 沖縄県指令土第434号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字本部奥俣原260番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市松島2丁目1番地30コーポ宝口301 宮城哲也
- 5 検査済証番号 令和2年3月17日 第4636号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年9月6日 沖縄県指令土第599号、平成30年12月26日 沖縄県指令土第919号（変更）、令和2年2月21日 沖縄県指令土第82号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市桃原三丁目155番ほか2筆それぞれの一部及び144番ほか18筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 検査済証番号 令和2年3月17日 第4637号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年9月28日 沖縄県指令土第733号、令和2年3月13日 沖縄県指令土第123号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字南上原山内原388番ほか4筆及び389番1地先並びに宜野湾市長田三丁目440番2
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字南上原387番地3 学校法人夢の園学園 理事長 宮城理恵子
- 5 検査済証番号 令和2年3月18日 第4638号
- 6 工事完了年月日 令和2年3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月9日 沖縄県指令土第573号、平成31年1月9日 沖縄県指令土第9号（変更）、令和2年3月16日 沖縄県指令土第127号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次久保増原651番1、651番5及び651番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字世名城795番地2 宮城信治
- 5 検査済証番号 令和2年3月23日 第4639号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月25日 沖縄県指令土第797号、令和2年2月5日 沖縄県指令土第43号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原西坂田原645番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北上原645番地 米須清徳
- 5 検査済証番号 令和2年3月26日 第4640号
- 6 工事完了年月日 令和2年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月8日 沖縄県指令土第194号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市当山二丁目469番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町3丁目323番地 平川守彦、那覇市首里石嶺町3丁目323番地 平川美千代
- 5 検査済証番号 令和2年3月26日 第4641号
- 6 工事完了年月日 令和2年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月16日 沖縄県指令土第33号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田池田15番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市内間二丁目13番10-203号安和ハウジング 町田宗久
- 5 検査済証番号 令和2年3月26日 第4642号
- 6 工事完了年月日 令和2年3月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月12日 沖縄県指令土第526号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊与武野原570番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市愛知二丁目2番1-219号県営愛知高層住宅 比嘉弘和
- 5 検査済証番号 令和2年3月26日 第4643号
- 6 工事完了年月日 令和2年3月16日

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年4月7日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、職務内容及び受験資格

種類	試験区分	職務内容	受験資格
上級	行政 I	知事部局、教育委員会、企業局等における一般行政事務	1 次のいずれかに該当する者 (1) 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 (2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 2 「心理」の試験区分については、1の年齢要件に加え、大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和3年3月までに当該学科等を卒業する見込みの者 3 「社会福祉」の試験区分については、1の年齢要件に加え、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者 (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和3年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者 4 「警察事務」の試験区分については、1の年齢要件に加え、日本国籍を有する者
	心理	知事部局及び企業局におけるそれぞれの職種に応じた専門的職務	
	社会福祉		
	電気		
	機械		
	土木		
	建築		
	化学		
	農業		
	農業土木		
	農芸化学		
	畜産		
	林業		
	水産		
病院事務	病院事業局の県立病院等における病院経営事務		
警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等		
中級	県立学校事務 I	県立学校における学校事務	1 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

	県立学校事務Ⅱ	県立学校における学校図書館事務及び学校事務	2 「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1の年齢要件に加え、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は令和3年3月までに当該資格を取得する見込みの者
	市町村立学校事務	市町村立小中学校における学校事務	
初級	一般事務	知事部局等における一般行政事務	1 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。 2 「警察事務」の試験区分については、1の年齢要件等に加え、日本国籍を有する者
	土木	知事部局における土木に係る専門的職務	
	農業土木	知事部局における農業土木に係る専門的職務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、上級試験については4月27日から、中級試験及び初級試験については6月29日から、沖縄県人事委員会事務局ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/jinji_i/8481.html）においてダウンロードすることができるほか、次の配布場所において配布する。

配布場所	沖縄県人事委員会事務局（沖縄県庁行政棟2階） 名護県税事務所 コザ県税事務所 沖縄県宮古事務所総務課 沖縄県八重山事務所総務課 沖縄県東京事務所 沖縄県大阪事務所 沖縄県名古屋情報センター
------	---

(2) 受験申込み 受験申込みは、原則としてインターネットによるものとし、申込みに当たっては、沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

(3) 申込受付期間 上級試験については5月11日から同月20日まで、中級試験及び初級試験については7月13日から8月12日までとする。なお、持参又は郵送による場合は、上級試験については5月22日（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）まで、中級試験及び初級試験については8月14日（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）まで、沖縄県人事委員会事務局総務課で受け付ける。

(4) 注意事項

ア 受験申込みは、1種類につき1試験区分に限る。

イ 中級試験と初級試験の重複申込みはできない。

ウ 「行政Ⅰ」、「病院事務」、「警察事務」、「県立学校事務Ⅰ」、「県立学校事務Ⅱ」、「市町村立学校事務」及び「一般事務」の試験区分については、点字による受験が可能である。

エ 点字による受験を希望する者は、受験申込み前に沖縄県人事委員会事務局総務課に連絡すること。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

種類	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
上級	第1次試験	6月28日	教養試験 専門試験	沖縄市 西原町 宮古島市 石垣市	7月8日	沖縄県人事委員会事務局ホームページに掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示する。また、合格者には、後日、郵送により通知する。
	第2次試験	7月中旬から8月上旬まで	論文試験 集団討論 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	8月中旬	
中級	第1次試験	9月27日	教養試験 専門試験	宜野湾市 那覇市 宮古島市 石垣市	10月9日	また、合格者には、後日、郵送により通知する。
	第2次	10月下旬から	論文試験 個別面接	第1次試験合格者に	11月下旬	

	試験	11月中旬まで		直接通知	
初級	第1次試験	9月27日	教養試験（全ての試験区分） 専門試験（「土木」及び「農業土木」の試験区分）	名護市 宜野湾市 那覇市 宮古島市 石垣市	10月9日
	第2次試験	10月下旬から11月中旬まで	作文試験 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	11月下旬

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 点字による受験を希望する者に対しては、試験地を指定する場合がある。

3 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。各任命権者は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。

(3) 採用は、原則として令和3年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。

(4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

(5) 初任給は、令和2年4月1日現在、上級試験については182,200円（研究職は195,600円）、中級試験については163,100円、初級試験については150,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験を次のとおり実施する。

令和2年4月7日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、受験資格及び職務内容

試験区分	都県名	受験資格	職務内容
警察官A（男性） ※警視庁及び千葉県との共同試験	沖縄県	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 35歳未満（昭和60年7月14日以降に生まれた者）で大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 21歳（平成11年4月1日までに生まれた者）以上35歳未満（昭和60年7月14日以降に生まれた者）で大学卒業程度の学力を有する者	
	千葉県	昭和62年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官A（女性）	沖縄県	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの	

		1 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B（男性） ※警視庁及び千葉県との共同試験	沖縄県	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 35歳未満（昭和60年10月20日以降に生まれた者）で高校を卒業した者又は令和3年3月までに高校を卒業する見込みの者 2 17歳（平成15年4月1日までに生まれた者）以上35歳未満（昭和60年10月20日以降に生まれた者）で高校卒業程度の学力を有する者
	千葉県	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B（女性）	沖縄県	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 日本の国籍を有しない者は、受験できない。

3 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいい、高校とは、同法に規定する高等学校をいう。

4 高度専門士の称号を取得した者若しくは令和3年3月までに高度専門士の称号を取得する見込みの者又は職業能力開発大学校応用課程を修了した者若しくは令和3年3月までに職業能力開発大学校応用課程を修了する見込みの者は、警察官B採用試験を受験できない。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、警察官A採用試験については4月27日から、警察官B採用試験については6月29日から、沖縄県警察本部「採用案内」ホームページ（<http://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300463/>）においてダウンロードすることができるほか、沖縄県警察本部警務課及び県内各警察署において配布する。

(2) 受験申込み

ア インターネットで申し込む場合 沖縄県警察本部「採用案内」ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

イ 持参で申し込む場合 沖縄県警察本部警務課又は県内各警察署に受験申込書及び受験票を提出すること。

ウ 郵送で申し込む場合 沖縄県警察本部警務課に受験申込書及び受験票を郵送すること。

(3) 申込受付期間 警察官A採用試験については4月27日から5月20日まで、警察官B採用試験については6月29日から8月12日までとする。なお、持参又は郵送による場合は、警察官A採用試験については5月22日（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）まで、警察官B採用試験については8月14日（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）まで受け付ける。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

試験区分	試験日	試験種目	試験地	合格者発表		
				発表日	方法	
警察官A (男性) 及び警察 官A(女 性)	第1次 試験	7月11日	体力試験 I	うるま市	7月22日	沖縄県人事委員会事務 局ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/site/jinji_i/8481.html) に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局(県庁行政棟2階)、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示する。また、合格者には、後日、郵送により通知する。なお、警視庁又は千葉県警の合格者には、後日、各都県が通知する。
		7月12日	教養試験	沖縄市 西原町		
	第2次 試験	8月上旬から 同月中旬まで	論文試験 個別面接 体 力検査Ⅱ 身体測定 身 体検査 資格加点	第1次試験 合格者に直 接通知	9月上旬	
警察官B (男性) 及び警察 官B(女 性)	第1次 試験	10月17日	体力試験 I	うるま市 宮古島市 石垣市	10月30日	
		10月18日	教養試験	名護市 那覇市 宮古島市 石垣市		
	第2次 試験	11月中旬から 12月上旬まで	作文試験 個別面接 体 力検査Ⅱ 身体測定 身 体検査 資格加点	第1次試験 合格者に直 接通知	12月中旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

- 2 警察官A(男性)及び警察官B(男性)の試験区分に係る教養試験は、警視庁及び千葉県人事委員会との共同試験である。
- 3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、各都県が第1次試験合格者に直接通知する。
- 4 沖縄県を志望する者で体力検査Iを受験しないものは、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱う。
- 5 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる(資格加点を除く。)

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。警察本部長は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。
- (3) 採用は、原則として令和3年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定する。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。
- (6) 初任給は、令和2年4月1日現在、警察官A採用試験については208,600円、警察官B採用試験については173,400円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。
- (7) 警視庁、千葉県警については、各都県に問い合わせること。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--